

50代の マネー術

番外編 ①

連載で取り上げた遺族年金についても、「より詳しく説明して」との声があった。

遺族年金は大別して、遺族基礎年金と遺族厚生年金の2種類。遺族基礎年金は、死亡した夫が国民年金や厚生年金の加入者で、一般的に高校生以下の子どもがいる妻に支給される。妻と子1人の場合、年102万円(2010年度)。

夫が会社員など厚生年金加入者だと遺族厚生年金がもらえる。遺族厚生年金の額は、夫の老齢厚生年金(報酬比例部分)の4分の3。子どもがいらない場合は遺族基礎年金はもらえないので、遺族厚生年金のみ。妻の年収が850万円以上だと、妻は遺族基礎年金、遺族

くらしの家庭

「遺族」「老齢」二つの年金よく比較

厚生年金とも受給できない。

夫の厚生年金加入期間が原則20年以上で、子がいなくて夫の死亡時に40〜64歳の妻か、子が18歳を超えた40歳以上の妻には、「中高齢寡婦加算」が上乗せされる。年間59万4200円で、期間は妻が65歳に達するまで。

ずっと専業主婦で厚生年金に入らなかったことのない女性の場合は、65歳以降、自身の老齢基礎年金と遺族厚生年金がもらえる。だが、妻に厚生年金の受給資格がある場合は話が複雑になる。

現在50代の女性は、60歳から「特別支給の老齢厚生年金」を受け取れるが、これを受け取ると、遺族厚生年金が受給できなくなる。社会保険労務士の東海林正昭さんは「特別支給の老齢厚生年金か、遺族厚生年金か、どちらかしかもらえないので、当然、多くもらえる方にすればいい。妻の厚生年金加入期間が夫より短かったり、

妻の給料が夫よりかなり低かったりしていれば、遺族厚生年金を受け取る方が有利でしょう」と話す。

妻が65歳になると、「特別支給の老齢厚生年金」は、老齢厚生年金と老齢基礎年金に入れ替わる。妻が専業主婦だった期間が長い場合は、妻自身の老齢基礎年金と老齢厚生年金、さらに遺族厚生年金の一部を受け取ることが多い(くわしく言えば、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取ったうえで①遺族厚生年金②遺族厚生年金の3分の2と、妻の老齢厚生年金の2分の1の合計)のどちらが多い方と、老齢厚生年金との差額が老齢厚生年金に上乗せされる)。

かなり複雑だが、50代の夫婦なら、2人のねんきん定期便を見ながら計算すれば、夫に万が一のことがあった時の大体の遺族年金額がわかる。